

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和6年度)

施 設 の 名 称	松岩漁港の指定施設
指 定 管 理 者 の 名 称	宮城県漁業協同組合
施 設 所 管 部 課 (室)	水産林政部漁港整備推進室

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
平成18年 4月 ～ 平成21年 3月	指定管理	気仙沼地区漁業協同組合	
平成21年 4月 ～ 平成24年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
平成24年 4月 ～ 平成26年 3月	直営		
平成26年 4月 ～ 平成29年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
平成29年 4月 ～ 令和 4年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
令和 4年 4月 ～ 令和 9年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	

※ 管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	宮城県漁業協同組合
	所在地	石巻市開成1番27
指 定 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	☒ 公募 ☐ 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	松岩漁港の指定施設	
所 在 地	気仙沼市松崎尾崎地先 気仙沼市松崎片浜地先	
設 置 年 月	平成13年4月	
根 拠 条 例 等	漁港管理条例	
設 置 目 的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止することにより、漁港の適正な管理を図るもの。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	m ²
	構 造	
	内 容	(尾崎防波堤横泊地①)延長120メートル, 幅10メートル (尾崎防波堤横泊地②)延長75メートル, 幅10メートル (片浜一号防波堤横泊地)延長110メートル, 幅15メートル
開 館 (所) 日		
開 館 (所) 時 間	午前 時 分 ～ 午後 時 分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	漁港管理条例第18条 第2号 指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号 指定施設の維持管理に関する業務	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	☐ 有 ☒ 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和6年度) (A)	前 年 度 (年度) (B)	評価対象年度 (令和6年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	366 日	365 日	100.0%	99.7%
延べ利用者数	38 人	43 人	44 人	115.8%	102.3%

※ 対象施設が複数ある場合は施設ごとに記入

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和6年度) (A)	前 年 度 (年度) (B)	評価対象年度 (令和6年度) (C)		
プレジャーボート係留	38 人	43 人	44 人	115.8%	102.3%
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
合 計	38 人	43 人	44 人	115.8%	102.3%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円、%)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和6年度) (A)	前 年 度 (年度) (B)	評価対象年度 (令和6年度) (C)		
県指定管理料	1,200	1,399	1,394	116.2%	99.6%
利用料金収入				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
収 入 計 (a)	1,200	1,399	1,394	116.2%	99.6%

(2) 支出

人件費	1,100	1,219	1,220	110.9%	100.1%
施設管理費	100	180	174	174.0%	96.7%
事業運営費				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
支 出 計 (b)	1,200	1,399	1,394	116.2%	99.6%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
前期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!
次期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲

6. 評価対象年度(令和6年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

主 な 視 点	項 目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
経 済 性	施設・設備の維持管理業務の実施	・松岩漁港の指定施設においてプレジャーボートを的確に係留させた。 ・プレジャーボートの無秩序な停係留での漁業者とのトラブルを防止した。		・プレジャーボートを指定個所に的確に係留させたことで漁業者等とのトラブルが防止され、施設の維持管理業務を実施することが出来た。	A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A
	収支実績	・上記「5. 管理運営収支実績」の通り、適正な収支管理に努めた。		・令和6年度計画より116.2%収入、支出とも上回り、収支は計画通りとなった。	A	適正な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。	A
効 率 性	管理運営体制	・本業務担当職員を指定施設の係留状況によって配置した。 ・担当外職員も漁港に行く場合は、指定施設も注意するよう指示した。		・本業務担当職員を4名配置の上、担当外の職員が漁港に行く場合も、指定施設の状況確認を徹底したことから、年度事業計画に沿った管理運営体制をとることが出来た。	A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
	人員体制	正規	4 人	非正規			
	運営業務(ソフト事業等)の実施	・指定施設の使用許可申請書受付、許可証の交付、使用料の徴収を行った。		・使用許可申請書受付、許可証の交付、使用料の徴収等正確かつ迅速に行い、概ね年度計画通りの事業運営を実施することが出来た。	A	各種書類は正しく整理されており、適正に実施されていると認められる。	A
有 効 性	利用実績	・上記「4. 施設利用実績」の通り、利用隻数が計画より増加した。		・利用者数実績は令和6年度計画に対し、113.8%増加した。	A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。	A
	利用者サービスの向上	・漁業者の協力を得て定期的な清掃を行うと共に、安心して係留できる体制をとった。		・年度計画通り、定期的な清掃及び安全確認を行うことで、利用者サービスの向上に努めた。	A	施設の清掃及び巡回点検により安全が確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A
	利用者の苦情、要望等の把握とその反映	・申請書受付時、使用料徴収時、利用者の要望の聴取に努めた。 ・係船に支障をきたす場合など漁港部に相談の上、移動等の指導を行った。		・申請等窓口及び管理施設での利用者の要望聴取に基づき指導対応を行う事により、利用者の苦情や要望等を把握し、漁港部に相談した。	A	窓口対応の際、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応したと認められる。	A
そ の 他	県民の平等利用	・住所地に関係なく公平な対応を行った。		・住所地に関係なく公平な対応を行ったことにより、県民の平等利用を図ることが出来た。	A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A
	安全対策	・巡回点検及び利用者への声掛けを行い事故防止に努めた。 ・緊急の対応が図られるよう漁業者に情報提供や協力体制をお願いした。		・巡回点検及び声掛けを行うと共に漁業者に情報提供や協力体制を依頼することで安全対策を実施した。	A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A

主な視点	項 目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価	
その他	個人情報の保護	・当組合個人情報取扱規則は制定されているが、当管理業務に係る個人情報保護に関する規定は、制定できていなかったが、管理業務を行うにあたり、個人情報の取扱いについては適正に行なわれた。	・個人情報取扱特記事項について、担当職員はもとよりその他の職員においても、その取扱いについては適正に行われた。		個人情報の保護が徹底されていると認められる。 ただし、個人情報(及び情報公開)は個人情報保護方針に基づき対応しており、協定に定める取扱いに至っていない。	B
	自主事業の実施					
	その他の取組					
総 合 評 価			・管理運営基本協定や年度計画を基に指定施設を管理した結果、事故やトラブルが生じることはなかった。利用実績や収支実績は年度計画を上回り、利用者の要望に沿った管理運営を適正に行うことが出来た。		概ね適正に実施されたものと認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評 価	評 価 の 考 え 方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評 価	評 価 の 考 え 方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項 目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	課題なし	適正な施設管理がなされている。今後も指定管理者と意見交換などし、利用者の更なる利便性向上を図っていく必要がある。